

# ● 被扶養者(異動)届に必要な添付書類一覧表

被保険者は、被扶養者認定を受ける際、認定条件に適合していることを、添付書類により自ら証明しなければなりません。

被扶養者(異動)届を提出する際は、下記の一覧表から該当するすべての書類を添付してください。

また、この一覧表は、一般的な添付書類を確認するものであり、この表の書類以外に別途書類を求めることがあります。

対象者の状況に応じて提出する書類			被保険者(本人)から見た続柄					書類の入手先		
			配偶者	子		兄弟・姉妹・孫 父母・祖父母	義父母等			
				16歳以上	未 満 新 生 児					
<b>必ず提出する書類</b>			● 世帯全員が記載された3ヶ月以内に交付された住民票	● 別居の場合は、別居先の上記同様の住民票	※ 住民票は、申請対象者のマイナンバーが記載されたもの	◎ ◎ ◎ △ ◎ ◎ ◎	市区町村			
生計維持の関係を証明する書類	今しまでにた就職合	雇用保険加入	受給しない	● 離職票1の原本	● 離職票2の原本(ともに、コピーは不可)	● 雇用保険の失業給付受給等に関する念書	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	公共職業安定所(ハローワーク) 事業主または健保		
			受給終了	● 雇用保険受給資格者証の表裏面のコピー			○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	公共職業安定所(ハローワーク)		
		雇用保険未加入	● 退職証明書及び雇用保険に未加入の証明書			● 源泉徴収票または退職証明に未加入を記載	● 公務員の場合は辞令	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	事業主	
		就職している場合	● 給与額及び健保に非適用であることが分かる書類			● 直近3ヶ月の給与明細書、または雇用契約書のコピー	● 継続勤務の場合には、源泉徴収票のコピー	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	事業主	
		法人登記をしていない自営業者	● 前年度確定申告書のコピー			● 青色申告決算書等のコピー	● 収支内訳書または前年度経費が分かる書類のコピー	※ 扶養認定上の必要経費は、所得税法上の経費と異なり、直接的経費のみに限られますので、ご注意願います	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	税務署
		今までに就職していない場合	所得・無	● 非課税証明書(収入金額が明記されたもの)			● 19歳以上の学生は在学証明書(学生証は入学時のみに交付されるため、原則不可とします)	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	市区町村 就学先の学校法人	
	所得・有		● 所得証明書(収入金額が明記されたもの)				○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	市区町村		
		年金受給者および65歳以上の方	● 受給内容と受給金額の分かる書類			● 年金証書、最新の年金払込通知書または年金改定通知書	● 所得証明書または課税証明書	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	年金事務所 又は 市区町村	
	被保険者と同一世帯でない場合(別居)	● 送金の状況が分かる証明書			● 送金元、送金先が確認できる払込通知書など(3ヶ月分)	● 仕送りの証明	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	被保険者 又は 申請者		
	退職以外の事由で健康保険の資格の場合	● 健康保険資格喪失証明書					○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	申請者の勤務先		

※1 被扶養者の認定要件について… 健康保険法の改正により、2020年4月より一部の例外を除き、原則として国内居住者に限定されます。つまり、「日本国内に生活の基盤がある」者が被扶養者認定の対象となります。

※2 個人情報の取扱いについて… 添付書類の確認は、法令に基づいて行われるものです。添付書類で知り得た個人情報につきましては、個人情報保護法ならびに関連法令に基づいて厳正に取扱います。